

(参考)

環境庁

通商産業省告示第三号

特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律(昭和六十三年法律第五十三号)第三条第一項の規定に基づき、昭和六十四年環境庁、通商産業省告示第一号(特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律第三条第一項の規定に基づき、同項第一号から第三号に掲げる事項を定めた件)の一部を次のように改正し、平成十年六月五日から施行する。

平成十年六月一日

環境庁長官 大木 浩  
通商産業大臣 堀内 光雄

第一(8)を次のように改める。

(8) 議定書附属書EのグループA に属する物質(臭化メチル)

期	間	生産量	消費量
1995年1月1日に始まる12箇月の期間 及びその後の各12箇月の期間		3,376	3,664
1999年1月1日に始まる12箇月の期間 及びその後の各12箇月の期間		2,532	2,748
2001年1月1日に始まる12箇月の期間 及びその後の各12箇月の期間		1,988	1,832
2003年1月1日に始まる12箇月の期間 及びその後の各12箇月の期間		1,012	1,099
2005年1月1日に始まる12箇月の期間 及びその後の各12箇月の期間		0	0